

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所
部署の業務内容	秋田県内における輸出入植物の検疫、国内植物検疫及び侵入警戒調査

項 目		対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	○	① 消費者などから照会があった場合には、照会内容を記録して出張所内で供覧するとともに、対応にあたっては常日頃から丁寧・誠実・親切を心がけている。 ② 電話対応マニュアル(電話対応マナー)を通じて親切・丁寧な接遇に努めている。 ③ また、国民からの直接的な意見・情報を得るための一方策として、来訪者に対する挨拶・声かけの励行を行い、相談しやすい環境作りにも努めることとしている。
		×	
	苦情、要請等への対応	×	① 外部からの情報提供の管理については、「管理マニュアル」に基づく対応を行うこととしている。 ② 苦情・要請等については、上席(出張所長又は次席植物検疫官)が親切・丁寧に対応し、記録を残すとともに、対応結果を上部機関にも報告することとしている。 ③ 外部からの情報や問い合わせについては、データベース化するシステム「問い合わせ管理システム」に基づき対応することとしている。 ④ なお、省内職員からの通報にあっては、公益通報者保護法の施行に基づく、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」に基づいて対応することとしている。
		○	
		×	
		×	
	政策の目的・効果に関する説明	×	① 植物検疫に関する制度の改正等が生じた場合には説明会を開催して周知するとともに広報を通じて植物検疫の啓蒙に努めている。また、その結果、関係者から意見等があった場合には適切に対応するとともに、対応結果を上部機関にも報告している。 ② しかしながら、現状では、通関会社等の植物検疫関係者のみを対象としていることから、今後は関係者の枠を広げ、より幅広く周知させる取り組みが必要である。
		×	
		×	
		×	
		—	
		×	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫は生産者、消費者、輸入業者にとって利害を及ぼすものであることは理解しているが、植物検疫は病害虫の侵入・まん延を防止することが目的であり、日々の業務で利害を念頭においていない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	検疫くん蒸業務が該当すると思われる。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	① 輸出国や輸入検査で重要な害虫が発見（発生）された場合には、指示に基づき必要な対応を行っている（ミバエの発生事例やコドリンガの発見事例）。 ② 植物検疫は病害虫の侵入・まん延を防止し、我が国の安定・安全な食料生産に寄与しており、ひいては国民の健康を守ることにもつながっていると考える。 ③ 検疫くん蒸は、植物防疫法及び農薬取締法等関係法令に従い適切に実施している。 ④ 検査の結果、不合格になった農産物に対するくん蒸については、農薬取締法に基づき登録された農薬を定められた使用方法を厳守して使用することとしており、適正に使用されれば問題はないと考える。 ⑤ 「植物防疫所業務監査実施要領」に基づいて、実施する業務が関係法令、通知等に基づき適切に実施されているかを点検するとともに、業務運営を総合的に検証し、必要に応じて改善を行うこととしている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へ お寄せいただいた ご意見の業 務への反映			
	(特になし)		